

NHK施設・設備の利用にあたっての注意事項

□はじめに

NHKは、放送法の20条3項1号に基づいて、NHKの本来業務に支障のない範囲内において、NHKの保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することができる場合があると定められています。

みなさまからの申請に基づく許可については、その利用が公共放送としてのNHKの使命に照らし、適正であり、かつ品位が保たれているか、また、NHKの施設利用者として、信用のおける団体でNHKの性格を誤解される恐れのない団体であるかなどを総合的に判断して行っています。

つきましては、以下の内容について御確認のうえ、同意された場合には、NHKが定める「放送局施設・設備利用申請書」に記名・押印のうえ利用の申込みをしてください。

- 1 申請し許可された利用目的以外には使用しないこと。
- 2 利用にあたっては、NHKの指示事項を遵守し、施設・設備等に変更を加えないこと。
- 3 利用終了時に設備等を原状に復すること。
- 4 利用者の不注意によって設備等を破損した場合、その修復費用の全額を負担するとともにNHKに与えた損害の全てを賠償すること。
- 5 利用によって第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその解決にあたること。
- 6 利用料金は、NHKの請求によりすみやかに支払うこと。
- 7 緊急事態その他やむを得ない事由のために、NHKから設備等の利用中止依頼があった場合は、NHKの指示に従うこと。
- 8 NHKの責めに帰すことができない事由により利用できないとき、NHKは利用者が被った損害への責めには応じないことを承諾すること。
- 9 利用者の過失により利用者または第三者が被った事故・怪我について、NHKはその責めには、応じないことを承諾すること。
- 10 次の各号に該当するとNHKが判断した場合は、施設・設備の利用をとりやめることを承諾すること。
 - (1) 施設・設備の利用許可は、地域の文化振興に寄与することを目的として行っているため、営利目的や特定の思想信条について、称揚したり批判するなどの行為が行われているとNHKが判断したとき
 - (2) 利用者(利用者の役員または構成員を含む)、出演者または参加者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます)、または、暴力団等に協力し、もしくは暴力団等を利用するなど暴力団等と密接な関わりを有するとき
 - (3) 利用者、出演者または参加者が、自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える過剰な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行ったとき

※一旦、利用を許可した場合であっても、前項の各号に該当する事由が発生した場合は、何らの通知・催告なく、利用契約を解除することがあります。この場合、解除によって生じた一切の損害の賠償には応じません。